

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）（附則第十条関係）

改 正 案	現 行
（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）  第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。	（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）  第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。
一・二 （略）	一・二 （略）
二の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）	二の二 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
三・六 （略）	三・六 （略）
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一・四 （略）	一・四 （略）
五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社	五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社	イ 証券専門会社
ロ （略）	ロ （略）
ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社で	ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社で

ある証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3  
6  
六  
(略)

ある証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3  
6  
六  
(略)